

国立大学法人富山大学病理解剖受託規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学医学部において受託する病理解剖（以下「解剖」という。）については、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受託の原則)

第2条 解剖は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受託することができる。

(解剖の依頼)

第3条 解剖を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別記様式第1号による病理解剖依頼書を学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

2 学部長は、解剖の受託を決定したときは、依頼者に別記様式第2号による病理解剖承諾書を交付するものとする。

(解剖料)

第4条 依頼者は、前条第2項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは、解剖料を前納しなければならない。ただし、特別の事由があると認められる場合には、後納することができる。

2 解剖料は、1体につき275,000円とする。

3 既納の解剖料は返納しない。

4 学部長は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認めるときは、解剖料を徴収しないことができる。

(1) 特に教育に必要な典型的症例

(2) 特に研究と密接な関連を有する症例

(3) 希少価値のある症例

(結果の報告)

第5条 解剖終了後、担当教官は解剖所見を依頼者に報告するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、解剖の取扱いに関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号

第 号

年 月 日

※受理番号第 号

※剖検番号第 号

富山大学医学部長 殿

病院所在地

病 院 名

病 院 長 名

印

病 理 解 剖 依 頼 書

別紙のとおり下記死亡者の遺族から承諾を得たので病理解剖をお願いします。

記

死亡者氏名		才	男・女	明・大・昭・平 年 月 日生
臨床診断				

(注) ※の項は記入しないこと。

病理解剖に関する遺族の承諾書

1. 亡くなられた方の^{ふりがな}お名前 : _____ 様
ご住所 : _____
2. 死亡年月日 年 月 日
3. 死亡の場所

富山大学医学部長殿

上記の遺体が死体解剖保存法(昭和24年法律204号)の規定に基づいて病理解剖されることを承諾いたします。

病理解剖は亡くなられた方の死因を確認し、病気の成り立ちを解明するために行います。このため、病理解剖では主要臓器から上記の目的に必要な肉眼標本と顕微鏡検査標本を作製して診断します。

説明を受けられた項目にレ点をつけてください。

- 肉眼標本は一定期間保存され、茶毘に付されます。
顕微鏡標本やパラフィン・ブロック(ロウにつめられた標本)は半永久的に保存されます。
 病理解剖診断の結果は匿名化に留意して、日本病理剖検輯報に登録されます。
 保存された標本を医学教育や学術研究に使用させていただくことがあります。
学会や紙上発表の際には匿名化して、個人情報とは公開されません。
また、ゲノム・遺伝子解析研究に使用する時には、別途倫理委員会の審査を受けます。

特記事項：(脳解剖の是非、ご遺族の希望等を記載)

病理解剖に関して上記の説明を受け、承諾しました。

年 月 日

^{ふりがな}
氏 名 :

印 (※注)

死亡者との関係 :

住 所 : 〒

電話番号 :

説明者

所属 :

担当医名 :

印

※注 自筆署名の場合は捺印不要です。

受理番号第 号
剖検番号第 号
年 月 日

殿

富山大学医学部長

印

病理解剖承諾書

年 月 日依頼のありました死亡者 殿
(才男・女 明・大・昭・平 年 月 日生) の病理解剖を下記により承諾
します。

記

- 1 解剖料金
- 2 解剖料の納付方法